

(参考3) 復興財源 (B型肝炎対策財源を含む) としての税制措置概要

1. 所得税

- ・ 現行の所得税額に対して4.0%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 平成25年1月から平成34年12月までの措置とする。
- ・ 納税義務者・源泉徴収義務者は所得税の納税義務者・源泉徴収義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成24年分からとする。

2. 法人税

- ・ 平成23年度税制改正(法人実効税率の引下げ+課税ベース拡大)の実施とセットで、法人税額に対して10%の時限的な付加税を創設する。
- ・ 付加税は、平成24年度から平成26年度までの措置とする。
- ・ 課税標準は法人税額とし、納税義務者は法人税の納税義務者と同じとする。
- ・ 平成23年度税制改正の施行時期は平成24年度からとする。

3. たばこ税

- ・ たばこ税やたばこ特別税と別途に、たばこ1本に対し1円のたばこ臨時特別税を創設する。
- ・ 課税標準や課税対象、納税義務者などは、現行のたばこ税と同じとする。
- ・ 平成24年10月から平成34年9月までの措置とする。

4. 相続税

- ・ 平成23年度税制改正(相続税増税+贈与税減税)を確実に実施し、その施行時期は平成24年からとする。

5. 個人住民税

- ・ 現行の個人住民税の均等割の標準税率を時限的に1年につき500円引き上げる。
- ・ 平成26年度分から平成30年度分までの措置(特別徴収については、平成26年6月から平成31年5月まで)とする。
- ・ 平成23年度税制改正(給与所得控除等の見直し)による増収分を財源措置として活用する。これらの施行時期は平成25年度分(平成24年分所得)からとする。

6. 地方たばこ税

- ・ 現行の地方たばこ税の税率を、時限的にたばこ1本に対し1円引き上げ、純増分を財源措置として活用する。
- ・ 平成24年10月から平成29年9月までの措置とする。

7. その他

- ・ 臨時的な税制措置の趣旨を明確にする観点から、所得税付加税、法人税付加税、たばこ臨時特別税の名称をそれぞれ、「復興特別所得税」(仮称)、「復興特別法人税」(仮称)、「復興特別たばこ税」(仮称)とする。
- ・ 三党合意等を踏まえ、地球温暖化対策のための税の導入など、上記以外の平成23年度税制改正事項についても与野党協議を行い、その実現を目指す。